

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

今治市は、古くから海事産業や繊維産業が盛んで、ものづくりのまちとして、四国でも有数の工業都市となっている。製造業の他、農林水産業やサービス業なども主要な産業となっており、その立地地域は広域に渡る。しかし、昭和 55 年をピークとして人口減少が続いており、生産年齢人口の減少を背景とした担い手不足が顕著である。

平成 28 年経済センサス活動調査によると、今治市内の事業所数は 8,140 事業所となっており、令和 2 年の国勢調査によると、産業別就業者数の割合は、製造業が最も多い 23.75%、次いで卸売業、小売業が 15.06%となっている。現在、域内の中小企業者数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、市内における起業・創業や創業後の事業拡大等の各種支援に取り組んできたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

今治市の産業は、造船やタオルを中心とした製造業のほか、瀬戸内海や緑豊かな森林や里山などの自然環境を活かした農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様

な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

今治市の産業は中心市街地、臨海エリア、島嶼部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、今治市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

今治市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年6月17日（2年間）までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。